

原子力損害賠償のお支払い状況等

2020年1月29日
東京電力ホールディングス株式会社

＜賠償のご請求・お支払い等実績＞

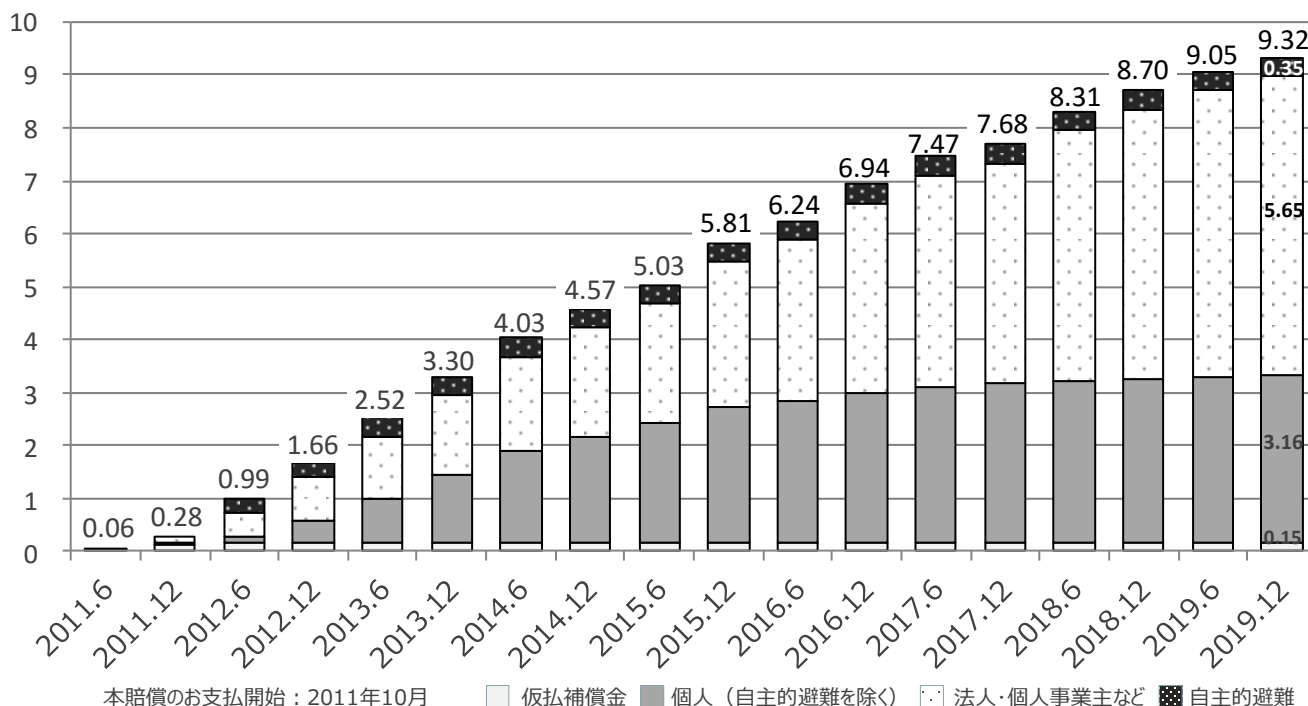
(2019年12月末現在)

	個人	個人（自主的 避難等に係る損害）	法人・ 個人事業主など
ご請求について			
ご請求書受付件数（延べ件数）	約1,110,000件	約1,308,000件	約505,000件
本賠償の状況について			
本賠償の件数（延べ件数）	約990,000件	約1,295,000件	約435,000件
本賠償の金額*	約3兆1,632億円	約3,537億円	約5兆6,452億円
これまでのお支払い金額について			
本賠償の金額* ①			約9兆1,621億円
仮払補償金 ②			約1,531億円
お支払い総額 ①+②			約9兆3,151億円

* 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含まない

＜賠償お支払い額の推移＞

(兆円)



* 四捨五入により合計値と内訳の合計が一致しない場合がある

<参考> 個人の方に対する賠償の合意状況

(2019年12月末現在)

【単身世帯】		個人賠償	(再掲)	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保 (持家)
			移住を余儀なくされたことによる精神的損害				
避難指示解除準備区域	平均合意額 (世帯数)	1,179万円 (6,696)		336万円 (3,478)	3,365万円 (1,222)	742万円 (772)	3,416万円 (539)
居住制限区域	平均合意額 (世帯数)	1,149万円 (5,855)		330万円 (3,236)	3,857万円 (1,002)	831万円 (581)	3,159万円 (472)
帰還困難区域	平均合意額 (世帯数)	1,785万円 (5,984)	740万円 (5,806)	431万円 (3,244)	3,976万円 (1,072)	1,130万円 (616)	2,968万円 (520)

【2人世帯】		個人賠償	(再掲)	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保 (持家)
			移住を余儀なくされたことによる精神的損害				
避難指示解除準備区域	平均合意額 (世帯数)	2,358万円 (3,603)		536万円 (3,282)	4,281万円 (2,134)	1,005万円 (1,503)	3,652万円 (1,304)
居住制限区域	平均合意額 (世帯数)	2,405万円 (2,542)		560万円 (2,313)	4,443万円 (1,625)	1,296万円 (1,065)	3,569万円 (1,094)
帰還困難区域	平均合意額 (世帯数)	3,669万円 (2,761)	1,400万円 (2,737)	697万円 (2,479)	4,676万円 (1,557)	1,262万円 (1,003)	3,035万円 (1,086)

【4人世帯】		個人賠償	(再掲)	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保 (持家)
			移住を余儀なくされたことによる精神的損害				
避難指示解除準備区域	平均合意額 (世帯数)	4,968万円 (1,794)		599万円 (1,602)	4,888万円 (894)	1,213万円 (635)	3,943万円 (637)
居住制限区域	平均合意額 (世帯数)	5,097万円 (1,242)		628万円 (1,120)	4,532万円 (674)	1,467万円 (448)	3,766万円 (530)
帰還困難区域	平均合意額 (世帯数)	7,370万円 (1,249)	2,796万円 (1,240)	781万円 (1,127)	4,819万円 (604)	1,581万円 (325)	2,873万円 (458)

- * 1 2012年10月に受付を開始した包括請求方式について合意済みの方を集計。借地権の合意額は含まない
- * 2 世帯構成は包括請求時の世帯構成
- * 3 避難指示解除見込時期が未決定の区域を含む
- * 4 「個人賠償」には以右の賠償項目以外の個人さまに係る賠償額の平均値を表示（精神的損害、就労不能損害、検査費用等）

<参考> 賠償項目別の合意金額の状況（ホームページ掲載値）

(2019年12月末現在)

	合意いただけ実績*1
I. 個人の方に係る項目	19,899億円
検査費用等	2,748億円
精神的損害	10,859億円
自主的避難等	3,625億円
就労不能損害	2,665億円
II. 法人・個人事業主の方に係る項目	29,840億円
営業損害	5,266億円
出荷制限指示等による損害及び風評被害	18,080億円
一括賠償（営業損害、風評被害）	2,509億円
間接損害等その他	3,984億円
III. 共通・その他	18,662億円
財物価値の喪失又は減少等	14,058億円
住居確保損害	4,353億円
福島県民健康管理基金	250億円
IV. 除染等*2	24,733億円
合計	93,136億円

* 四捨五入により合計値と内訳の合計が一致しない場合がある

*1 振込手続き中の方も含まれるため、これまでのお支払金額とは一致しない

*2 閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの

<参考> 原子力損害賠償請求訴訟等の状況

(2019年12月末現在)

送達件数	うち係属中	うち終了
540件	173件	367件

* 調停、仮処分等を含む

<参考> 原子力損害賠償に向けた組織体制

◆ 全体体制

福島復興本社

(2020年1月1日時点)

福島原子力補償相談室：約2,380人

➤ 補償相談ユニット：約860人

補償相談センター：約790人・・・説明会・相談窓口、個別訪問

補償相談コールセンター：約80人・・・電話での受付・ご説明

➤ 補償推進ユニット：約930人・・・請求書類等の発送、受領、確認、支払手続き

➤ ADR・訴訟ユニット：約170人・・・ADR申立てや原子力損害賠償訴訟の対応

➤ 公共補償センター：約150人・・・公共賠償に関する業務運営全般

➤ 全体の支援・管理：約270人・・・福島原子力補償相談室全体の業務運営全般

* 四捨五入により合計値と内訳の合計が一致しない場合がある

原子力損害賠償債権の消滅時効に関する当社の考え方について

2019年10月30日

東京電力ホールディングス株式会社

福島復興本社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「本件事故」といいます。）により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

原子力損害賠償債権の消滅時効に関する当社の考え方につきましては、2013年2月4日にお知らせしております。

[（参考資料：原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について）](#)

その後、本件事故に係る消滅時効に関しては、2013年12月に原賠時効特例法*が成立し、時効期間は3年間から10年間に延長されました。

そうしたなか、再来年の2021年3月には本件事故から10年が経過することから、昨今、本件事故に係る消滅時効に関する当社の考え方についてのお問い合わせが多く寄せられています。そこで、消滅時効に関する当社の考え方について、従前の考え方から変更がないことを改めてお知らせいたします。

＜消滅時効に関する当社の考え方＞

当社は、2013年2月4日にお知らせした以下の内容のとおり、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も新々・総合特別事業計画の「3つの誓い」に掲げる「最後の一人まで賠償貫徹」という考え方のもと、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと考えております。

(1) 消滅時効の起算点

被害者の方々が損害を現実に認識し、当社に対して損害賠償請求をすることが事実上可能な状況になった時点であり、具体的には、それぞれの損害について「当社が中間指針等を踏まえ賠償請求の受付を開始した時」と考えております。

(2)時効の中断事由

当社が仮払補償金をお支払させていただいた被害者の方々に対し、当社に対する請求を促す各種のダイレクトメールや、損害額を予め印字する等したご請求書を送付させていただく行為が、民法上、消滅時効の進行を中断させる「債務の承認」に該当すると解釈できると考えておりますので、被害者の方々が当社からダイレクトメール等を受領された場合、その時点から、再び新たな時効期間が進行すると考えております。

(なお、2020年4月施行の改正民法により、上記の「時効の中断」については「時効の更新」に改められますが、消滅時効に関する当社の考え方に影響を及ぼすものではございません。)

(3)柔軟な対応

上記に該当しない被害者の方々についても、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと考えております。

当社といたしましては、「3つの誓い」に掲げておりますとおり、引き続き、被害者の方々に寄り添い、真摯に対応してまいります。具体的には、最後のお一人まで賠償を貫徹するべく、引き続き、当社本賠償をご請求いただいていない被害者の方々に対し、窓口対応に加え、戸別訪問などを実施してまいります。

賠償のお手続きに関してご不明な点がある場合は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ※ 「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」

以上

<原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404

受付時間：午前9時～午後7時（月～金【除く休祝日】）

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社 福島広報部 024-522-7950（代表）

原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について

平成 25 年 2 月 4 日

1. はじめに

弊社福島第一原子力発電所における事故（以下「本件事故」といいます。）により、被害を受けられた方々への損害賠償について、弊社は、国のご支援をいただきながら、原子力損害賠償支援機構法を含めた原子力損害賠償制度のもとで、公正かつ迅速な賠償を実施するよう努めておりますが、被害者の方々に一日でも早く生活の再建、営業活動の再開をしていただけるよう、このたび変更のご認定をいただいた特別事業計画に記載のとおり、これまで以上に、迅速・公正に、かつ、個別のご事情を踏まえた賠償を徹底してまいります。

2. 消滅時効に関する問題と経緯

(1)本件事故以降、弊社が仮払補償金をお支払いさせていただいた方（約 16 万 6 千人。主として避難指示等の対象となった方）のうち、弊社本賠償手続きにおいてご請求いただいている方は、平成 24 年 12 月末時点で約 15 万人（請求率約 9 割）となる見込みですが、いまだ約 1 割の方からはご請求をいただいております。「直ちに請求することが困難な事情があるため、本件事故発生から 3 年経った時点までに請求できず、支払を受けられないかもしれない。東電に請求した場合、東電が消滅時効を主張してしまい、損害賠償を受けられなくなるのではないか」とのご不安をお持ちの方々もいらっしゃると思います。

(2)また、この問題に関し、弊社は、福島県等から、時効援用の利益を放棄することを含め、時効の問題に関し適切に対応するよう申し入れを受けました。また、文部科学省から、消滅時効に関して柔軟な対応を行うことを被害者の方々にお示しし、被害者の方々の危惧を最小限度にとどめるよう要請をいただいております。

(3)そこで、弊社といたしましては、本件事故による損害賠償のご請求について、被害者の方々が極めて広範にわたること、現在もなお避難生活を余儀なくされているの方々が多数いらっしゃる事、被害者の方々に公正かつ迅速な賠償を行うことは弊社としての使命であることなどを踏まえ、従前から、時効が完成しても、直ちに時効を援用することは考えていないことを表明させていただいております。これに加え、このような状況を踏まえ、弊社は、民法第 146 条が

「時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。」と規定しており、弊社は時効援用の利益をあらかじめ放棄することができないとされていることも考慮しつつ、弊社として最大限可能な対応策を検討してまいりました。その結果、本日、主務大臣よりご認定いただいた特別事業計画に係る変更申請にあたって、下記 3. のとおり消滅時効に関する弊社の立場を表明させていただくとともに、被害者の方々に速やかに賠償請求いただくための取り組み等について記載させていただきました。

3. 弊社の考え方と対応方針

本日、主務大臣よりご認定頂いた特別事業計画において表明いたしました弊社の消滅時効の問題に関する考え方及び対応方針（時効進行の起算点に関する考え方、中断事由に関する考え方及び時効に関する柔軟な対応）については、以下のとおりです。

(1) 消滅時効の起算点

弊社は、原子力損害賠償紛争審査会が定めた指針等を踏まえ、弊社の請求受け付けの準備が整ったものから順次、損害賠償項目ごとに被害者の方々からのご請求を受け付けさせていただいております。このことからすれば、被害者の方々が損害を現実に認識し、弊社に対して損害賠償を請求することが事実上可能な状況となった時点は、弊社の「損害賠償請求の受付開始」の各時点であるため、消滅時効の起算点は、それぞれの損害について、「弊社が中間指針等に基づき賠償請求の受付をそれぞれ開始した時」と考えることができます。例えば、政府の避難指示により発生した平成 23 年 4 月分の精神的損害については、弊社が第 1 期の請求受け付けを開始した 9 月が時効の起算点となり、同年 10 月分の精神的損害については、第 2 期（平成 23 年 9 月から 11 月まで）の請求受け付けを開始した 12 月が時効の起算点となり、土地・建物等の財物賠償については現時点で受け付けを開始していないことから（償却資産及び棚卸資産を除く。）、時効は進行していないものと考えております。

(2) 時効の中断事由

また、従前、弊社は、仮払補償金をお支払いさせていただいた被害者の方々（本件事故当時、避難等対象区域に居住し、又は同地域で事業をしている被害者の方々）に対し、弊社に対する請求を促す各種のダイレクトメールや、損害額を予め印字する等したご請求書を送付させていただいております。弊社がこれらを送付しご連絡させていただく行為は、民法上、消滅時効の進行を中断させる「債務の承認」に該当すると解釈できます。そこで、弊社は、被害者の方々

が弊社からダイレクトメール等を受領された場合、当該ダイレクトメール等を受領された時点から、再び新たな時効期間（3年間）が進行すると考えておりません。

今後、被害者の方々にダイレクトメール等を送付させていただく際、上記趣旨を踏まえた記載とさせていただくことを考えております。

なお、このような時効の中断に関する考え方は、弊社が本件事故に伴う原子力損害賠償債務についてその存在を認識していることが前提となりますので、弊社が仮払補償金をお支払いした方々（本件事故当時、避難等対象区域に居住し、又は同地域で事業をしていた被害者の方々）の損害賠償債務について適用されるものと考えております。

(3) 柔軟な対応

さらに、上記に該当しない被害者の方々（本件事故当時、避難等対象区域に居住していなかった方々、及び同地域で事業をしていなかった被害者の方々）についても、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと考えております。

4. 今後の対応について

弊社といたしましては、引き続き、弊社本賠償手続きをご請求いただいている被害者の方々に対し、ご請求をお願いするダイレクトメールを送付したり、戸別訪問を実施させていただくなど、より丁寧な情報発信を行って、円滑な賠償のお支払いに万全を期し、被害者の方々が不利益を受ける事態が生じることのないよう、真摯に対応してまいります。

以 上